

氷見市農業委員会非農地証明交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、氷見市農業委員会における非農地証明の交付基準を明確化し、事務処理の円滑化を図ることにより市民サービスを向上させるために定めるものとする。

(定義)

第2条 既に農地以外の土地となっていることが明白である農地で、かつ、次に掲げる要件を満たしている場合に非農地証明を交付するものとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）上、違反転用の実態にないこと。
- (2) 農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象となった農地でないこと。ただし、改良事業完了後8年を経過し、更に非農地的土地利用がされて、20年以上経過（合計28年）した農地は、非農地証明の対象とすることができる。
- (3) 農業施設等の補助対象事業の農地内でないこと。ただし、補助事業完了10年を経過し、更に非農地的土地利用がされて、20年以上経過（合計30年以上）した農地は、非農地証明の対象とすることができる。
- (4) 集団性のある優良農地内でないこと。
- (5) 自然災害による被災農地で、農地として原状回復が著しく困難であると認められること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、農業委員会が特に必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、耕作放棄地については、原則として「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）に定める基準に照らし、判断するものとする。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。